

## 会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催しました。

|              |                        |   |
|--------------|------------------------|---|
| 名称           | 令和4年度第3回神奈川県たばこ対策推進検討会 |   |
| 開催日時         | 令和4年10月11日（火）          |   |
| 開催方法         | 書面開催                   |   |
| 出席者<br>(役職名) | (◎：座長、○副座長)            |   |
|              | 平野 公康                  | 国立研究開発法人国立がん研究センター<br>がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長 |
|              | 曾根 智史                  | 国立保健医療科学院 院長                                  |
|              | ◎ 玉巻 弘光                | 東海大学 名誉教授                                     |
|              | 山本 佳世子                 | 電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授                        |
|              | ○ 笹生 正人                | 公益社団法人神奈川県医師会 理事                              |
|              | 西村 明夫                  | 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事                       |
|              | 内田 了                   | 神奈川県中小企業団体中央会 副会長                             |
|              | 高瀬 達也                  | 神奈川県都市衛生行政協議会<br>(茅ヶ崎市保健所地域保健課長)              |
|              | 石渡 由美子                 | 神奈川県町村保健衛生連絡協議会<br>(松田町子育て健康課長)               |
|              | 丹野 睦                   | 川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長                       |
|              | 山崎 弘子                  | 神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長                         |
|              | 高井 佳代子                 | 健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役                         |

|               |  |
|---------------|--|
| 次回開催予定日       | 未定   |
| 問合せ先          | 健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 虎頭<br>電話 045-210-5025   |
| 会議の議題<br>及び結果 | <p>&lt;議題&gt;<br/>「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し<br/>(第2回検討会における保留事項)</p> <p>&lt;結果&gt;<br/>以下のとおり。</p> |

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し  
(第2回検討会における保留事項)

1 施設区分の呼称変更

原案のとおりとする…12名(うち付帯意見あり 1名)

<付帯意見>

平野委員

A～Dを「1種」、E～Gを「特定1種」とする事務局修正案は妥当と思う。改正健康増進法と同じところは、「1種」という同じ表現となり、条例による上乘せ部分が1種扱いに「特定」された意味合いも表現されていて、良いと感じた。

2 脱煙機能付き喫煙ブースの設置可否

原案のとおりとする…11名(うち付帯意見あり1名)、意見あり…1名

<御意見>

平野委員

健康増進法で受動喫煙対策が定められた2005年当初は、確かに空気清浄機では「ガス状成分が除去されない」という技術的な問題があった。その後、研究開発が進み、ガス状成分を相当程度に除去可能な脱煙機能付き喫煙ブースも市販されるようになってきた。

これを条例で設置可とするかどうかは議論が分かれるところであると思料するものの、事務局【資料1】で「現行条例の運用においては、たばこの煙に含まれる有害物質のうち、特にガス状成分(一酸化炭素等)が除去されていない状態では「屋外排気と同等」とは認められないとして、屋外排気を必須としている。」と書かれている部分は正確であると言いきれない。

事務局修正案どおり『設置不可』と判断する場合は、不可とする理由説明を変更する必要があるのではないか。性能云々でなく、第2回検討会での意見のとおりたばこ規制を「後戻りさせない」という説明にすべきだろう。

<付帯意見>

丹野委員

- ① 法でも屋外排気を基本とし、経過措置として脱煙機能付き喫煙ブースを認めていることを考えると、先行している条例が後退するのではないか。
- ② 特例県第2種施設では、脱煙機能付き喫煙ブースの設置が可能な理由を明確にしていきたい(説明を求められた際に、対応に苦慮している)。
- ③ 特例県第2種施設の面積の定義が法と異なり管理権限者にとって、分かりにくいいため、法の既存特定店舗の面積定義に合わせてはどうか。

3 その他御意見(議題以外に関する事項)

平野委員

<条例第2条について>

(1) 受動喫煙、(2) 公共的施設については、定義の見直しが必要と思う。

受動喫煙については、改正法と合わせるべきではないか。条例と法が異なるのであれば、少なくとも異なる定義にする理由を明確化すべきと考えるが、特段の理由があるように思えない。

公共的施設について、FCTCや改正健康増進法と異なる対象設定をしていることから、その違いが明確になるような定義づけが不可欠と考える。参考資料1の「不特定又は多数の者が出入りする

ことができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。）をいう）」では、違いを理解するのは困難であろう。

#### 曾根委員

＜禁煙表示義務（第11条）について＞

第2回検討会でも申し上げたが、表示義務廃止には賛成だが、県民の利便性を考えると、「義務ではないが禁煙表示を推奨する」という運用を加えていただきたいと思う。現実問題として、禁煙マークの有無で判断している県民が多いのではないかと思う。

#### 丹野委員

＜禁煙表示義務（第11条）について＞

- ・ 飲食店だけではなく、すべての施設で禁煙表示を義務化することや条例で定める様式に限定する必要があるのか疑問であり、廃止に賛成である。
- ・ 飲食店については、県民が利用するにあたって禁煙表示を参考にしている場合があり、施設管理者においても無用なトラブルを防止するために、任意様式の禁煙表示を推奨することが望ましいと思われる。

以上